

保護者の皆様へ このお知らせは、小・中学校の児童・生徒を通じて全保護者に配布しています。

平成30年度用

就学援助制度についてのお知らせ

壬生町では、**経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者**に対して、学校でかかる費用の一部を援助することにより、児童・生徒が安心して通学できるように支援する制度を設けています。

1 援助対象者

壬生町に住所がある児童生徒の保護者で、生活保護を受けている世帯（要保護）及びこれに準ずる程度困窮していると教育委員会が認めた世帯（準要保護）が対象となります。

【モデル世帯】

認定の基準となる所得金額の目安 (平成30年度)	世帯人数	2人		3人	4人
	世帯構成	大人 1人 小学生 1人	大人 1人 中学生 1人	大人 1人 小学生 1人 中学生 1人	大人 2人 小学生 1人 中学生 1人
前年中の同一世帯・同一住所全員の総所得金額	140万円程度	150万円程度	200万円程度	230万円程度	

※年間総所得は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です。（ただし、給与収入のみの世帯の場合）

※年間総所得目安額は世帯構成、年齢等によって異なります。

※同一世帯全員とは、住民登録上の世帯の別にかかわらず、同一住所で生計を一つにする方全員のことを指します。

※所得の目安については、上記はモデルケースであり、同じ世帯構成であっても世帯員の年齢などにより異なります。

2 援助を希望する方

通学する学校に申し出てください。お子さまが小学生と中学生にいる場合は、小学校に申し出てください。申請書に必要事項を記入の上、学校に提出してください。

昨年度認定を受けた方でも、年度ごとに申請をしていただきます。

年度途中でも随時申請することができます。申請のあった月の翌月からの認定となります。

※所得状況も参考に審査するため、税の申告をしていない方は必ず申告を済ませてください。世帯に1人でも所得不明者がいると、認定が保留となります。

3 認定について

学校長の意見及び民生委員の所見、世帯全員の所得状況や生活状況を総合的に審査し、認否を決定します。

申請時と年度更新時に地域の民生委員が生活状況等を確認するための訪問があります。

※民生委員には守秘義務があり、知りえた秘密を外部に漏らすことは絶対にありません。

4 援助の内容

就学援助年間支給額

世帯	支給項目	入学準備金	新入学用品費	学用品費	通学用品費	学校給食費	修学旅行費 校外活動費	
		※いずれか一方のみ						
生活保護に 準ずる(準 要保護)	就学予定者(新1年生)	40,600	-	-	-	-	-	
	小学生	1年生	-	40,600	11,420	-	49,500	実費
		2~6年生	-	-	11,420	2,230	49,500	実費
		6年生	47,400	-	-	-	-	-
	中学生	1年生	-	47,400	22,320	-	57,200	実費
		2年生以上	-	-	22,320	2,230	57,200	実費

※援助費は学期ごとに支給を予定しています。

※教育委員会から学校に振込後、学校長を通じて保護者に支給となります。修学旅行費・校外活動費については、実施日等によって支給時期が異なります。

※新入学児童生徒学用品費は入学準備金を受け取っていない4月認定の1年生が対象になります。

※生活保護世帯(要保護)については、学用品費等は生活保護費における教育扶助等において支給されます。

修学旅行費と医療費【学校病(う歯など)】に限り就学援助費から支給されます。

5 その他

認定後、住所や世帯状況等が変わった場合や経済状況の好転により、就学援助の必要がなくなった場合はお子様の通学する学校までご連絡ください。

6 問い合わせ先

詳しくは、通学されている学校または 壬生町教育委員会 学校教育課 学校教育係 (電話 81-1871) までお問い合わせください。

なお、申請書は学校及び教育委員会、その他壬生町公式WEBサイトに掲載してございます。